

第8章 災害復旧計画

1 災害復旧の基本方針

災害復旧に当たっては、災害の再発を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原形復旧に止まらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害復旧対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画をたて、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

(1) 実施責任者

町長、その他の執行機関、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等において迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し実施するものとする。

(2) 復旧工事の実施

ア 応急復旧工事

復旧工事が長期にわたる場合は、とりあえず必要最小限の復旧を図った後、逐次全面的な復旧工事を実施するものとする。

イ 補強、改修復旧工事

応急資材による仮工事等の復旧による施設、設備は、早急に補強及び改修工事を実施するものとする。

ウ 緊急復旧工事

被災後速やかに復旧を図らなければ、さらに被害が増大するおそれのある施設、設備については、可及的速やかに適切な復旧措置を実施するものとする。

2 復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川

イ 砂防設備

ウ 地すべり防止施設

エ 道路

オ 下水道

カ 公園

- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上下水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業その他の関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において実施する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しい激甚である災害が発生した場合には、町は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 町民生活復旧支援対策

(1) 災害弔慰金等の支給

ア 災害弔慰金

「鷹栖町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した町民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

イ 災害見舞金

「鷹栖町災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた町民に対し、災害障がい見舞金を支給する。

(2) 農林業者に対する応急融資

ア 天災による被害農林業者に対する資金の融資は、「天災融資法」を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農林業経営の維持安定を図るよう推進する。

イ 「農林漁業金融公庫資金」の活用を図り、さらに「農業経営維持安定資金」の長期低利資金の導入を行い、農林業経営の維持安定を図る。

ウ 農地等の災害復旧資金として「主務大臣指定災害復旧資金」など積極的導入を図る。

(3) 生活確保資金融資

被災した低所得者・高齢者・障がい者等の再起のため、次に掲げる貸付資金を確保するものとする。

(ア) 生活福祉資金

(イ) 世帯更生のための母子・寡婦福祉資金

(ウ) 災害援護資金貸付金

(エ) 災害復興住宅資金

(オ) その他公的融資資金

(4) 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。

6 被災者生活再建支援法に基づく支援

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づく支援を行う。